

Title	学校体育の事故とその対策：事故補償と被害者救済
Sub Title	Accidents in physical education and countermeasures : compensation for accidents and relief of sufferers
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1980
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.20, No.1 (1980. 12) ,p.67- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00200001-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校体育の事故とその対策

——事故補償と被害者救済——

高 嶺 隆 二*

- I. はじめに
- II. 学校事故の不法行為と被害者の救済
- III. 学校事故と被害者救済制度
- IV. ま と め

I. は じ め に

学校に於ける体育授業中の身体損傷に対する損害賠償を求める訴訟が関係者の間で問題となってきた。

損害賠償とは、一定の事実によって他人の被った損害を填補し損害が発生しなかったと同じ状態にすることである。

民法上の損害賠償請求権に関する一般的な規定はなく、債務不履行と不法行為の場合につき別々にその成立要件、賠償の範囲及び方法などが定められている（※1 民法415条以下、※2 709条以下）。

⁽¹⁾ 損害賠償の方法については、民法第417条で「……別段の意思表示なきときは金銭を以って其の額を定む」として金銭賠償を原則としている。

学校体育事故に関する損害賠償請求の場合は、一般的には不法行為（過失）に関して行われるのが常である。

そして、当該訴訟の目的は、単に学校・教員の不法行為を認定させることにあるのではなく、被害者及びその家族の被った身体的、精神的、経済的な損失の償いを求めるものである為に、教育上好ましくない状態が展開されるのである。

学校事故の被害者の救済問題を法廷で争うということは最悪の結果であると言わねばならない。

しかしながら、被害者はいずれにしろ何らかの形で救済されなければならないことは当然の

* 慶應義塾大学体育研究所専任講師

ことである。

本論は、以上の事を念頭に体育・スポーツ事故の対策の一環としての被害者救済とその為の諸制度の利用とその問題点について述べるものである。

注 (1) 新版法律用語辞典 石川利夫外 評論社 P. 448

II. 学校事故の不法行為と被害者の救済

1. 学校事故と不法行為について

学校体育の場で被った身体上の損傷を学校側の一方的な不法行為の結果と見做すことには、かなりの無理があると思われる。

指導に当たる教員は、授業に参加する児童生徒に身体運動を課すことにより、その授業の目的を達成しようとするものであり、予め予想される危険は極力避けるべく研究し、受講者である児童生徒等がある到達点までひきあげるべく努力しているものである。

能力に開きのある全受講者に同一の行動を執らせるには、ある者には物足りなく、又ある者には相当過重な運動となる場合があり、その点で指導方法に相当の工夫をこらさなければならぬものである。

しかしそうした中でも、事故は突然に発生する（本論文末尾の参考資料参照）。

一方、学校の体育授業は、文部省の指導要領に則って行われるものであり、児童生徒にとってはある意味では強制されて行う性格のものである。また課外活動である運動クラブの活動も一定の内規に基いて強制を伴う活動であると言える。

したがって、そこに於ける事故はそれを指揮監督する教員の責任であるとも言えなくもない。

この観点から見れば、その事故で被った経済的な損失を独り被害者及びその家族のみが負担することは無いという見方もできる。

この点について次の項で判例を見ながら述べていくことにする。

2. 損害賠償請求訴訟による被害者救済

体育事故の被害者が損害賠償金という形の救済を得るには、事故の原因に不法行為が立証されることを前提とすることは前述の通りである。

学校体育の事故に不法行為が適用される場合は、大きく分けて次の二点である。

① 体育施設及び用具等に欠陥がある場合

学校体育の事故とその対策

②指導者である教員の注意義務違反がある場合

判例では、①の施設の瑕疵による場合は、不可抗力の場合を除いて「営造物が通常有すべき安全性を欠いていることを立証すれば足りる。」とされており、賠償責任については、その過失の存在を必要としないことが通説となっている。

②の教員の注意義務とは「危険予見義務」「危険回避義務」があげられる。
(1)

〈判 例〉

⑦宇治市立西宇治中学校プール生徒溺死事件（京都地裁 昭和48年7月12日判決 昭和44年（ワ）第102号）

昭和43年7月23日、宇治市西宇治中学校のプールで同校の男子生徒（1年・12歳）が排水口に足を吸いこまれて溺死したことに関し、両親から市に対して、営造物の設置・管理の瑕疵を理由として損害賠償請求がなされた。

裁判所は、本件プールの排水口の鉄製の蓋が軽くて移動しやすい状態にあったこと及び移動された状態でプールを使用させたことは、営造物の安全性を欠く状態にあり、瑕疵があるといえるとして請求を認めた。

判決：賠償金150万円（被害者の過失6割を減じた支払い金額）
(2)

①愛媛県丹原町立德田小学校プール児童溺死事件（松山地裁西条支部 昭和40年4月22日判決 昭和36年（ワ）第80号）

昭和35年7月15日、丹原町立德田小学校6年の女子生徒が、授業としての水泳練習中にプール内で溺死したことに関し、その両親から丹原町等に対して損害賠償請求がなされた。

裁判所は、児童をも利用対象として設備されたプールの場合、児童に対して深部と浅部を明確に認識させ、深部に近寄らないよう周知徹底させるべき手段を講ずべき義務、プールには衛生上はもちろん、危険防止の見地からも澄んだ水を使用すべき義務があり、これらの点から本件プールは通常備うべき安全性を欠いた瑕疵があるとして、両親の請求を認めた。

判決：両親は各々慰籍料として20万円を受ける。
(3)

⑤福井県白浜海岸臨海学校高校生溺死事件（大阪地裁 昭和46年7月14日判決 昭和42年（ワ）3971号）

昭和41年7月14日、大阪府立天王寺高校の福井県白浜海岸臨海学校に参加していた同校男子生徒2名が溺死したことに関し、親から大阪府等に対し損害賠償請求がなされた。

裁判所は、学校側には、訓練水域の海底調査を十分にし、これに基づいて水泳能力に応じた適切な訓練水域を設定すべきであるのにこれを怠った点、地元の関係者に連絡をとり安全対策について協力を求めなかった点、水泳能力、救助能力の十分な監視員を十分な人数配置しなかった点、救命用具の準備も万全でなかった点に過失があったとして請求を認めた。

判決：大阪府は4人の親に各々361万円を支払え。
(4)

④北海道浜益村海浜学校中学生溺死事件（札幌地裁 昭和52年6月23日判決 昭和51年（ワ）第1482号）

昭和51年7月21日、北海道浜益郡浜益村の海水浴場で、海浜学校に来ていた同札幌郡広島町立西部

学校体育の事故とその対策

中学校の生徒が引率教師らから水泳訓練を受けていた際、溺れかかった級友を救助しようとして溺死したことに関し、その両親から広島町に対して損害賠償請求がなされた。

裁判所は、学校行事として生徒らに対し海水区域を使用して一般的な水泳指導を実施するに際しては、事前に使用水域の深浅、海底の起伏の状況について十分な調査を遂げ、そのうちに生徒の身長以上の深みのある場所が存在するときはその使用を止めるか、又その深みの区域を明らかにしてこれに立入ることを禁止する措置を講ずるべき注意義務がありながら、また水泳中の生徒全体を監視掌握し生徒に危険が生じたときは直ちに救助しうる態勢をとるべき注意義務がありながら、引率教師らはそれを怠ったとして両親の請求を認めた。

判決：広島町は、父親に1,165万円、母親に1,385万円を支払え。
(5)

- 注 (1) 体育・スポーツの事故と対策 早川芳太郎外 第一法規 P. 184
(2) 体育スポーツ総覧(判例) 帝国地方行政学会 P. 241
(3) 前掲(2)書 P. 68
(4) 前掲(2)書 P. 420
(5) 前掲(2)書 P. 516

Ⅲ. 学校事故と被害者救済制度

前項では、訴訟による被害者救済の例を述べたが、訴訟に於いては不法行為の立証が不可決であり、教育の場にあっては好ましくない事態と言わねばならない。

学校管理者(設置者)や教員は、この点を踏まえて、かかる事態に至る前段階での被害者救済について十分な配慮が必要となってくる。

1. 公的な救済制度

現存する公的な救済制度の主なものとしては、日本学校安全会災害共済給付制度と学生教育研究災害傷害保険とがある。

前者は、高等学校、高等専門学校、義務教育諸学校、幼稚園、保育所を対象とするものであり、後者は、大学を対象とするものである。ここでこの二つの制度について内容を検討することにする。

(1) 日本学校安全会災害共済給付制度

この制度は、昭和35年に日本学校安全会法が制定されるとともに日本学校安全会が設置され、保護者と学校設置者による共済掛金を給付財源として、学校管理下(通常の経路を経る登下校時を含む)に於ける児童生徒の身体損傷、疾病、死亡事故に関し、災害共済給付(見舞金)を行う制度である。

任意加入制であるが、昭和52年度の加入率は、義務教育諸学校では99%、全体として95%と

学校体育の事故とその対策

なっており、広く利用されている。

表1 共済掛金の額

区分	本土			沖縄県			
	改定共済掛金額	設置者負担額	保護者負担額	改定共済掛金額	設置者負担額	保護者負担額	
義務教育諸学校	400円	200円	200円	200円	100円	100円	
高等学校	全日制	760	190	570	380	95	285
	定時制	290	75	215	120	30	90
	通信制	89	29	60	40	15	25
高等専門学校	1,260	315	945	—	—	—	
幼稚園	130	35	95	65	20	45	
保育所	220	55	165	110	30	80	
要保護児童生徒等	16			8			

表2 廃疾見舞金の額

第1級	15,000,000円
第2級	13,300,000
第3級	11,700,000
第4級	8,200,000
第5級	7,000,000
第6級	6,000,000
第7級	5,000,000
第8級	2,950,000
第9級	2,300,000
第10級	1,750,000
第11級	1,300,000
第12級	900,000
第13級	580,000
第14級	330,000

表3 医療費の額

療養費の月額が
・ 5,000円未満は3割
・ 5,000円以上は4割
・ 13万円を超える場合は3万9,000円に、療養費用の月額の1割加算
※支払期間—5年間

共済掛金の額と負担額は表1のようになっている。

給付金は、死亡見舞金1,200万円、廃疾見舞金は14級に分けて表2の基準で最高1,500万円である。

医療費は表3に示す通りで支給期間は5年間となっている。

なお、通学途中の事故は、それぞれ半額となっている。

死亡事故のうち、突然死の場合600万円とし、突然死について、一般的には、急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止又は特別な外因が見当たらない頭蓋内出血（運動・競技中に起きた頭蓋内出血でも、特別な外因が見当たらない場合も含む。）等が直接死因とされるものであり、入水中のものも含まれる。⁽¹⁾としている。

廃疾の等級区分については、施行規則によって労働災害補償保険に定める分類にならって定められている。⁽²⁾

学校体育の事故とその対策

最後に、損害賠償責任と給付制度の関係については、従来安全会法第37条及び同法施行令第2条3項により、事故が学校設置者や第三者の故意過失その他有責性より惹起され、損害賠償責任が発生したときは、安全会はその給付限度内に於いて被害児童生徒の損害賠償請求権を取得し、これを代位行使する建前となっている（筆者注）が、昭和53年の改正により、特約を結ぶことにより、それを免れるようになった。

（筆者注）ある事故について賠償責任が確定した場合、安全会は、その責任主体者に対し、同一事故で既に給付した見舞金の限度内において求償できるというもの。

従って、責任主体者は、この場合、賠償価額のうち、見舞金相当額を安全会に、その残額を被害者にそれぞれ支払うこととなる。

以下、日本学校安全会発行の「学校安全（第50号）」（昭和54年2月27日発行）からその趣旨、効果に関する文章を引用する。

① 趣 旨

「安全会の災害共済給付契約には、学校又は保育所の管理下における児童・生徒等の災害について学校、保育所の設置者の損害賠償責任が発生した場合において安全会が災害共済給付を行うことにより、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れさせる旨の特約（以下「免責の特約」という。）を付すことができることとなった（改正法による改正後の日本学校安全会法第20条の2第1項）。

この制度は、この度安全会の災害共済給付の額が大幅に引上げられたことに伴い、安全会が被害児童・生徒等の損害賠償請求権を代位行使する場合における学校・保育所の設置者の突発的な財政負担が大きくなるため、これを分散負担する趣旨で設けられたものである。

すなわち、（元々）日本学校安全会法による災害共済給付は、学校の設置者が損害賠償の責に任ずるような児童・生徒等の災害は本来損害賠償制度の方の問題であるが、現実には学校で起こる児童・生徒等の災害は、児童・生徒等の不注意によるもの、いや教師の過失によるもの、だといってもはじまらないいわば偶発的ともいえるような災害が多いので、これを共済の精神により公的制度として救済しようという趣旨のものである。

（従って、もし）安全会が災害共済給付を行った児童・生徒等の災害について学校・保育所の設置者が損害賠償の責めに任ずることとなると、安全会は、日本学校安全会法第37条の規定により、安全会の行った給付の価額の限度において被害児童・生徒等の損害賠償請求権を取得し、これを代位行使することとなる建前となっている。

ところで、昭和53年度から安全会の死亡見舞金は1,200万円、第1級の廃疾見舞金は1,500万円というように、従前に比べて大幅に引上げられたので、こうした場合における学校・保育所の設置者の突発的な財政負担が大きくなるため、これを学校・保育所の設置者相互において分散負担し、及び設置者の財政負担の軽減を図る趣旨で設けられたのである。」

学校体育の事故とその対策

② 効 果

「学校・保育所の設置者が国家賠償法，民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において，免責の特約を付した災害給付契約に基づき安全会が災害共済給付を行ったときは，同一の事由については当該学校・保育所の設置者は，その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れることになる。

すなわち，免責の特約を付した災害共済給付契約に基づき安全会が例えば1,200万円の死亡見舞金を支払った児童・生徒等の災害について，学校・保育所の設置者が1,500万円の損害賠償の責めに任ずることになった場合，当該学校・保育所の設置者は，安全会が行った給付の価額の限度において，つまり1,200万円分について損害賠償の責を免れることとなり，300万円分について損害賠償の責めに任ずることとなる。」

なお，免責の特約に係る共済の掛金の額は，各年度につき，児童・生徒等1人当たり10円を加えた額となる。

(2) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は，学校安全会の給付対象から大学が除外されているところから，元々理工科系大学の要請に端を発し，文部省が，大学に学ぶ学生の被る種々の正課中の災害に対する被害者救済の措置として検討してきた災害補償制度である。

昭和51年，財団法人学徒援護会が保険契約者となり，東京海上火災保険株式会社を幹事会社とする国内の損害保険会社20社との間に一括契約する形で発足した。

学徒援護会の賛助会員である大学に在籍する学生が正課中に被った急激かつ偶然な外来の事故による身体の傷害に対し保険金が支払われる。(昭和55年4月，事故の範囲を正課中に加え，学内における課外活動中のものも適用されるようになった。)

各大学は，被保険者となる学生の加入のとりまとめを行う。

保険料は表4に示す通りである。

表4 保 険 料 の 額

保険 期間	保 険 料 適 用 区 分				
	A (昼 間 部 系)	B (昼 間 部 系)	C (夜 間 部 系)	D (夜 間 部 系)	E (通 信 教 育)
1年間	350円	850円	250円	700円	
2年間	600円	1,550円	500円	1,250円	
3年間	900円	2,250円	700円	1,800円	
4年間	1,150円	2,900円	950円	2,350円	
5年間	1,400円	3,500円	1,150円	2,800円	
6年間		4,050円			350円

学校体育の事故とその対策

保険料の額の特徴的なところは、理工系、体育系の額が文科系に比べて相当高額になっているところである。これは、保険金の出所が民間の営利会社であるところから、危険度の高いものについては高額な保険料を課すというもので、現状では己むを得ない形であろう。

支払われる保険金は、死亡保険金 1,200 万円（事故から180日以内の事故を原因とするもの）、後遺障害保険金最高 1,500 万円、最低 45 万円（表 5・事故の日から180日以内に後遺障害が生じたとき）、医療保険金最高15万円、最低

表 5 医療保険金の支払

(1) 治療期間が 7日以上 14日未満の場合	7,000 円
(2) 治療期間が 14日以上 30日未満の場合	10,000 円
(3) 治療期間が 30日以上 60日未満の場合	20,000 円
(4) 治療期間が 60日以上 90日未満の場合	30,000 円
(5) 治療期間が 90日以上120日未満の場合	50,000 円
(6) 治療期間が120日以上150日未満の場合	70,000 円
(7) 治療期間が150日以上180日未満の場合	90,000 円
(8) 治療期間が180日以上270日未満の場合	120,000 円
(9) 治療期間が270日以上の場合	150,000 円

7 千円(表 6・医師の治療を受けて、平常の生活ができるようになるまでの期間が7日以上かかったものを9段階に分類)である。

この保険の初年度加入率は、国立大学94%、公立大学73%、私立大学26%で、全大学の学生数の約12%で

あるといわれている。それは、学生数の少ない国公立大学や理工科系大学に集中し、学生数の多い文科系私立大学の加入が少ないためであり、この理由は、この保険の保険料が高く多数の学生を抱える私立大学ではその負担が膨大になること、またその割に保険金給付があまりに制約されていることにあるといわれている。⁽³⁾

2. 賠償責任保険制度

前項でとりあげた制度は、いずれも過失の有無にかかわらず規定によって見舞金や保険金が支払われるものである。

ここでとりあげる賠償責任保険とは、事故により、学校管理者（設置者）が損害賠償の責に任ずべき事態となった場合、その財政負担を保険金でまかなう為の保険制度である。

(1) 全国市長会学校管理者賠償責任保険

市が学校事故で国家賠償法、民法等に基き賠償責任を負った場合、この責任をカバーする。但し、学校管理下の児童・生徒の身体障害については、日本学校安全会共済給付金の額を超過した額をカバーする。

限度額…1名につき2,000万円、1事故につき2億円

(2) 都道府県立学校管理者賠償責任保険

都道府県が管理する学校（大学を除く）の事故で管理責任として賠償責任を負った場合、都道府県に対し保険金を支払う。日本学校安全会共済給付制度とは関係ない。

限度額…1名につき3,000万円、1事故につき3億円（施設賠償責任保険の場合）

(3) 施設所有（管理）者賠償責任保険—施設賠償責任保険—

学校体育の事故とその対策

表 6 後遺障害保険金表

1. 眼の障害	
(1) 両眼が失明したとき	1,500万円
(2) 1眼が失明したとき	900万円
(3) 1眼の矯正視力0.6以下となったとき	75万円
(4) 1眼の視野狭窄となったとき	75万円
2. 耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	1,200万円
(2) 1耳の聴力を全く失ったとき	450万円
(3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき	75万円
3. 鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	300万円
4. 咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼または言語の機能を全く廃したとき	1,500万円
(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき	525万円
(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すとき	225万円
(4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき	75万円
5. 外貌(顔面、頭部、頸部をいう)の醜状	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	225万円
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癍痕、長さ3cmの線状痕程度をいう)を残すとき	45万円
6. 脊柱の障害	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	600万円
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	450万円
(3) 脊柱に奇形を残すとき	225万円
7. 腕(手関節より上部をいう)脚(足関節より上部をいう)の障害	
(1) 1腕または1脚を失ったとき	900万円
(2) 1腕または1脚の3大関節中の、2関節以上の機能を全く廃したとき	750万円
(3) 1腕または1脚の3大関節中の、1関節の機能を全く廃したとき	525万円
(4) 1腕または1脚の機能に障害を残すとき	75万円
8. 手指の障害	
(1) 手の拇指を指関節より上部で失ったとき	300万円
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	225万円
(3) 拇指以外の1指を、第2指関節より上部で失ったとき	120万円
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	75万円
9. 足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	150万円
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	120万円
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	75万円
(4) 第1足指以外の1足指の機能に、著しい障害を残すとき	45万円
10. その他身体の著しい障害により、終身自用を弁ずることができないとき	1,500万円

学校体育の事故とその対策

この保険は、一定の施設の構造上の欠陥や管理の瑕疵またはその施設を使用して行う業務の遂行に起因する他人の人身あるいは財産損害について賠償責任を負担したことによって被保険者（加害者）が被る損害をてん補する保険である。

業務の遂行には、教員の指導も含み、従って教員の指導ミスによる事故を含む。

私立学校などの場合にあてはまる。

＜参考＞ 慶應義塾では、東京海上火災保険株式会社と契約している。

限度額…1名につき1,000万円、1事故につき5,000万円

注 (1) 「学校安全」第50号（昭和42年2月27日）日本学校安全会，P. 5

(2) 前掲(1)紙，P. 3

(3) 伊藤 進「学校事故と学校安全会災害共済給付制度」ジュリスト，No. 691，有斐閣，P. 78

IV. ま と め

体育活動中の事故は思いがけない形で発生するものであり、指導に当たる教員の注意をはるかに超えた状態で発生するのが常である。

しかるに、それに備えるための種々の対策、とりわけ被害者救済の方法を日頃から研究、実施することは、学校管理者（設置者）の当然の義務と言わねばならない。

巷間、損害賠償問題が多発する社会情勢の中での体育活動はややもすると消極化する傾向にあり、憂慮すべき事態と言わねばならない。

我が国の被害者救済制度のあり方は、一つ学校事故のみでなく法律家の間でも諸説のあるところであるが、民法上の過失責任主義が現存し、又社会保障制度が横並び的に構成されているところでは、自ずと上限があって、思うにまかされないのが実情である。

一見整っているかに見える日本学校安全会の共済制度にしても、被害者の要求するものとの開きは大きく、限度額を超えた部分の負担は当然学校管理者（設置者）に重く課せられてくる。

現在継争中の横浜市立鴨居中学校プールの生徒負傷事故の被害者の例では、事故の後遺症に苦しむ家族の経済的負担は、安全会の給付額を超え、又医療費給付の期限（5年）切れもあり、已むなく訴訟に踏み切らざるを得なくなったものである。

種々の関連で制度上の上限がある学校事故被害者救済を独自のレベルで補完する方向での研究は、今後の学校体育のあり方、進め方と同時に重要な課題となるであろう。

学校管理者（設置者）及び体育教員は、「スポーツに危険はつきもの」という考え方は社会情勢の変化に伴って、過去のものとなりつつあり、もはやこのような考え方は一般に通用しにくくなったことを肝に銘じなければならない。

学校体育の事故とその対策

＜参考資料＞ 学校体育授業中の事故例

年月日	事 故	事故者	事 故 の 概 要
53. 6. 27	授業中小学生水死 (滋賀県・日野小学校)	男子児童 (6歳)	少々水に浮ける程度の1年生児童を、規定を破り高学年用プール(水深0.9m～1.2m)に入れて指導中、当該児童が深部に入り溺死した。指導に当たっていた教員3名(女子教員)は、トレーニング着を着用し水着もつけておらず、児童のみをプールに入れていたことの責任を追求された。
53. 7. 13	水泳授業中にゼンソクの発作で水死 (新潟県・一ノ木戸小学校)	男子児童 (7歳)	10分間の水中指導を終え、全員に退水の合図をしたとき、当該児童が水面上向きに浮いているところを発見した。 警察の調べでは、途中で発作が起き、水を飲んだ為と見られている。 学校での事前の健康診断では特に異常は認められておらず、又、当日家族からは、水泳参加の希望が出されていた。
53. 7. 13	排水口に足・水死 (熊本県・不知火中学校)	男子生徒 (13歳)	校内水泳大会に備えて練習をしていた当該生徒は、プール中央水底にある直径30cmの排水口の網付きフタがはずれているのを見付け、直そうとして片足を太腿まで吸いこまれ脱出不能となり、水死したもの。 当プールは当時、水浄化の為に、給水・排水を同時に行っていた。
53. 7. 20	臨海学校で児童水死 (静岡県・岩科小学校)	男子児童 (6歳)	全校児童(118人)参加で行われた臨海学校で児童全員で遊泳中、当該児童が行方不明になったと級友が騒ぎだし9人の教員と泳げる5、6年生が付近一帯水中を捜索したところ5分後に海岸から約20m、水深1.2mの海底に沈んでいるところを発見された。 死因は心臓マヒ。 児童の泳力に応じ遊泳区域を指定し更に2人組を組ませるなど充分注意していたとしているが、ほとんど泳げない1年生同志のバデーを組ませ事前に能力を十分にチェックしていなかったなど問題点が指摘されている。
53. 7. 19	浄化口に手を吸いこまれ重体 (秋田県・新山小学校)	男子児童 (11歳)	教員が職員会議に出席し、指導者不在中に級友ら10数名と共に水泳練習中の当該児童は、プール中央部水底の浄化口に手を吸いこまれ逆立の状態を足がバタバタさせているところを発見され、連絡を受けた教員らに救出されたが2日後の21日になっても意識をとりもどさず重体が続いている。
53. 7. 22	水泳授業中に水死 (北海道・尻岸内中学校)	女子生徒 (15歳)	体育授業で教員に引率され町営プールで実技中、クロールキックの練習終了後水中を2m位歩いたところで突然仰向けに倒れ意識を失い病院に運ばれたが急性心不全で死亡した。 当該生徒は、日頃から体が弱く、当日早朝5時頃からコンブ採りの手伝いをしており疲労が重なっていた為と見られている。

学校体育の事故とその対策

(参考資料つづき)

年月日	事 故	事故者	事 故 の 概 要
53. 7. 25	海で遊泳訓練中けいれんを起 こし水死 (静岡県・静岡西高校)	男子生徒 (16歳)	同校1, 2年生の少し泳げる生徒男女56名が教員13 名に引率され3泊4日の遊泳訓練を行っていた。2日 目の当日、沖合90mに置かれたブイを折返す訓練で、 当該生徒を含む13人の組は1回目が終わりに休憩の後2 回目に挑戦ブイを折返し海岸へ向かって30m位のと ころで突然沈んだ。 一緒に泳いでいた教員4人が2.5mの海底に沈んで いる同君を見つけ引き揚げ、海岸で人工呼吸を行った が死亡。 警察では、遊泳中けいれんを起こし水沈し、溺死し たものと見ている。
53. 8. 19	学校プール納め行事で水死 (兵庫県・松帆小学校)	男子児童 (8歳)	全校登校日の当日、プール納めの水泳大会で、プー ルにばらまいた基石を1分間に何個拾うかを競う競技 (時間1分)に参加した当該生徒は、潜ったまま終了 のピストルがなくても水面に顔を出さず、そのまま倒 れこんだ。 プールサイドで監視していた教員がひきあげ人工呼 吸を行ったが、水を飲んでおり既に水死していた。 当該児童の泳力は8月上旬の検定で12m、ゲームを 行った水深は75cmである。
54. 7. 7	水泳授業中に急性心不全で死 亡 (愛知県・猪子中学校)	男子生徒 (12歳)	体育の時間級友50人と準備体操のあと、6グルー プに分かれてプールに入り泳ぎ始め20mぐらい泳いだ ところで突然溺れた。 人工呼吸を受け病院に運ばれたが既に急性心不全で 死亡していた。 同校では6月19日1年生全員の心電図を取ったが当 該生徒に異常は見られなかった。
54. 7. 11	授業中の学童水死 (岡山県・大元小学校)	女子児童 (9歳)	今夏5度目の水泳授業で準備運動のあと、水に入り バタ足などの練習を終え、締めくくりにプール横断往 復(片道10m)を7～8人のグループに分けて行った ところ、当該児童はターンして間もなくプール中央付 近で頭をあげなくなって沈んだ。 児童の大声で気づいた教員が直ちにひきあげ、人工 呼吸、心臓マッサージを行い病院に運んだが1時間後 に死亡した。 同女の泳力は20mで、体力もあり、母親によると同 日朝も別段変わったところは無かったらしく原因は不明。
54. 7. 25	授業中の学童水死 (長野県・塩尻東小学校)	男子児童 (10歳)	2時限目の体育授業で準備体操のあと、シャワーを 浴び、プール横断(12m)を2回、25mを1回泳ぎ、 2回目の25mを泳いでいるとき水中に沈んだ。見てい た生徒の知らせで教員が引き揚げ校医と共に人工呼吸 を続けたが死亡した。心臓マヒ。 当該児童は、200mで学年全体で一番速く泳ぐなど 健康で、数日前から気管支炎の治療を受けていた為体 力を消耗していたとの観測もあるが、警察では不可抗 力の事故としている。